

「川越町いじめ防止基本方針」の概要

川越町はこれまで、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、様々な取組を推進してきましたが、依然、いじめにより辛い思いをしている子どもがいる現状があります。

また、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題はさらに複雑化・多様化しており、ネット上のいじめ等新たな課題も顕在化してきています。

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、本町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「川越町いじめ防止基本方針」を策定することとしました。

ポイント1

いじめの定義及びいじめの態様を明確にしました。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがあります。

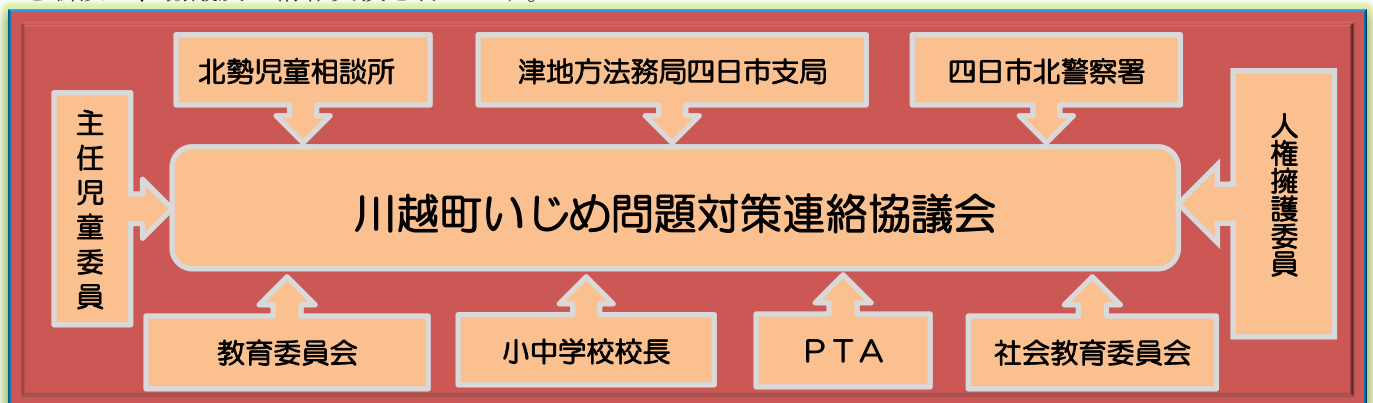
- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりされる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

ポイント2

関係機関が「連携」して、いじめ問題を克服する仕組みを構築しました。

いじめは、インターネット上や塾・校外スポーツクラブなど、学校の内外を問わず起きており、その解決には、学校だけでなく、児童相談所、法務局、警察などの関係機関や主任児童委員、人権擁護委員などの地域関係者との連携・協力が必要になってきています。

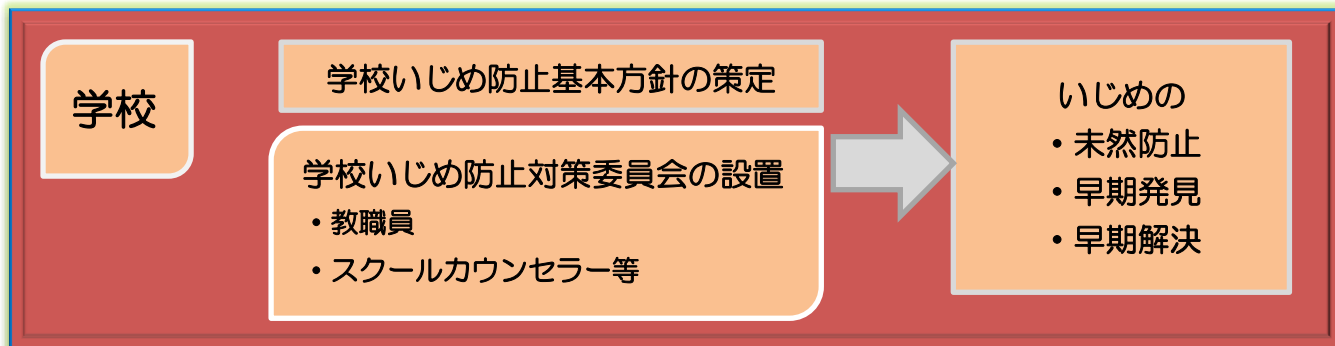
そこで、このような関係機関や関係者との連携をより強化するために、「川越町いじめ問題対策連絡協議会」を新設し、協議及び情報交換を行います。



ポイント3

すべての学校で、いじめ問題に、組織的・計画的かつ速やかに対処する体制を充実しました。

「川越町いじめ防止基本方針」に基づき、小中学校すべては、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ防止対策委員会」を新設して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に取り組めます。



ポイント4

いじめの重大事態に対処するための調査委員会を設置しました。

学校で重大事態のいじめ事案が起きた際には、教育委員会附属機関として「川越町いじめ問題調査委員会」が、事実関係を明らかにするための調査を行います。構成員は、法律、医療、学識経験者、心理や福祉の専門家等です。

さらに、必要に応じて、町長の附属機関として「川越町いじめ問題再調査委員会」が再調査を行います。

